

カキへい死被害に係る

企 業 説 明 会

日 時

令和8年2月18日（水）

14:00～17:00（開場 13:30～）

*別紙「参加申込書」にて要申込

内 容

第1部 雇用調整助成金について（広島労働局）14:00～14:55

※ 経済上の理由で、急激な事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等の雇用調整を行った際に休業手当等の一部を助成する制度（詳細は裏面）

第2部 技能実習生に対する実習の継続に向けた支援

（情報提供）『高水温等によるカキへい死被害への政策パッケージ』15:00～15:20

- ◎ 技能実習生の在留資格上の取扱いについて（広島出入国在留管理局）
- ◎ 技能実習が困難となったことの届出等について（外国人技能実習機構広島事務所）

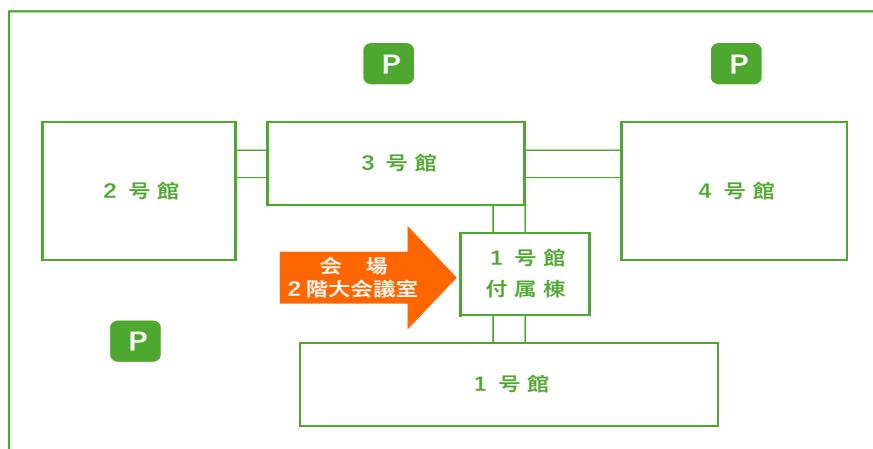
第3部 カキへい死に係る中小企業等向け金融支援制度について

（広島県商工労働局経営革新課）15:20～15:30

第4部 個別相談会 15:30～17:00

会 場

広島合同庁舎1号館付属棟 2階大会議室



問い合わせ

広島労働局 職業安定部 職業対策課

☎ 082-502-7832

～ 経済上の理由に該当するものとは ～

具体的には・・・

- 景気の変動
- 産業構造の変化
- 地域経済の衰退
- 競合する製品・サービスの出現
- 消費者物価、外国為替その他価格の変動等の経済的事情の変化

| 例えば・・・

- 米国関税の影響により輸出量が減少したため生産量を調整した機械部品メーカー
- 近隣に大型スーパーが開店したことで売上が減少した小売店
- 材料価格の上昇分を製品価格に転嫁したことにより需要が減少した鉄工所
- バス路線が廃止されたことにより来客が激減した飲食店
- 漁獲量の低下により魚の仕入れができなくなり魚を原材料とする製品が作れなくなった食品会社
- デジタルの普及により製造量が減少した印刷会社

～ 経済上の理由に該当しないものとは ～

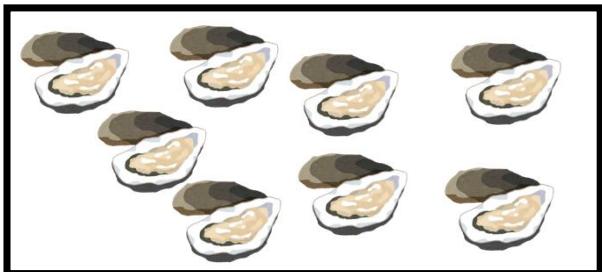
具体的には・・・

- 例年繰り返される季節的変動によるもの（自然現象に限らない）
- 事故や災害により施設や設備が被害を受けたことによるもの
- 法令または司法処分により事業活動の全部または一部が制限されたことによるもの

| 例えば・・・

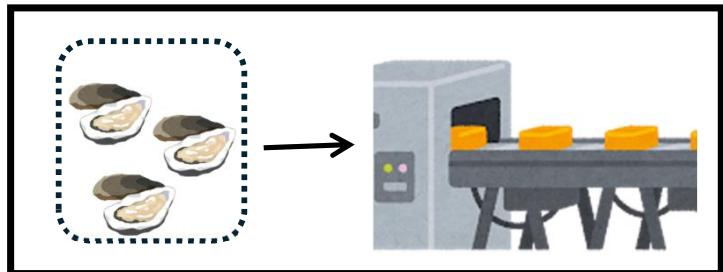
- 不漁により売上高が減少
- 鳥インフルエンザの発生によりと殺等の防疫措置や移動制限により売上が減少
- 降雪地にある温泉施設。昨年より降雪量が多くなり客足が遠のき売上が減少
- 火事により飲食店が半焼し、店舗改装により営業ができなくなり売上が減少
- 特許権を侵害した商品を製造し当該商品の製造の停止を命じられ売上が減少

雇用調整助成金の利用 ×



牡蠣生産量の減少により売上が減少

雇用調整助成金の利用 ○



牡蠣生産量の減少により仕入れが困難になり牡蠣加工品の売上が減少

「経済上の理由」とは製品やサービスの生産・販売環境の悪化や競争上の地位の低下、原材料の供給環境の悪化などの**何等かの他の事業所や消費者などとの間の取引関係の悪化**がその具体的な内容となるものです。